資料編

# 日 本 国 憲 法

昭和21年11月3日 公布昭和22年5月3日 施行

(日本国憲法より一部抜粋)

# 〔基本的人権の享有〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を 妨げられない。この憲法が国民に保障する基本 的人権は、侵すことのできない永久の権利とし て、現在及び将来の国民に与へられる。

# [個人の尊重と公共の福祉]

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に ついては、公共の福祉に反しない限り、立法そ の他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 〔法の下の平等〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別 されない。

# 2、3項略

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項 に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質 的平等に立脚して、制定されなければならない。

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号 最終改正:平成11年12月22日法律第160号 平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け た様々な取組が、国際社会における取組とも連動 しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努 力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応し ていく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつ つ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その 個性と能力を十分に発揮することができる男女共 同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

# 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対 等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確 保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る 男女間の格差を改善するため必要な範囲内にお いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を 積極的に提供することをいう。

# (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

# (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

# (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

# (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女 共同参画社会の形成についての基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改 善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

# (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団体 の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

# (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画 社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策についての報 告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参 画社会の形成の状況を考慮して講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を 明らかにした文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。

# 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画 計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 都道府県の区域において総合的かつ長期的に 講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「市 町村男女共同参画計画」という。)を定めるよ うに努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参 画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、男女共同 参画社会の形成に配慮しなければならない。

# (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深める よう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

# (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

# 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所堂事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさど る。
- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は 関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるこ

と。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内 をもって組織する。

#### (議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充て
- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充て る。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内 閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか 一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数 の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

# (議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

# (資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関し必 要な事項は、政令で定める。

# 附 則 抄

#### (施行期円)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

# (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法 律第七号) は、廃止する。

#### (経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画 審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議 会は、第二十一条第一項の規定により置かれた 審議会となり、同一性をもって存続するものと する。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五 条第一項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第三項の規定に より指名された委員である者は、それぞれ、こ の法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定 により審議会の会長として定められ、又は同条 第三項の規定により審議会の会長の職務を代理 する委員として指名されたものとみなす。

# 附 則(平成一一年七月一六日法律第一○二 号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

# (職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、 法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農 林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働 省、建設省又は自治省(以下この条において「従 前の府省」という。) の職員(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条の審議 会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議 の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並 びにこれらに類する者として政令で定めるもの を除く。) である者は、別に辞令を発せられな い限り、同一の勤務条件をもって、この法律の 施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財 務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下 この条において「新府省」という。) 又はこれ に置かれる部局若しくは機関のうち、この法律 の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又 はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新 府省又はこれに置かれる部局若しくは機関とし て政令で定めるものの相当の職員となるものと する。

# (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措 置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日 法律第一 六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。

# 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

# 平成13年法律第31号

最終改正:令和元年法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る ため、この法律を制定する。

# 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者か

らの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

# (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

# 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法 務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条 第五項において「主務大臣」という)は、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策に関する基本的な方針(以下この条並びに 次条第一項及び第三項において「基本方針」と いう)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定め るものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本 方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案し て、当該市町村における配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護のための施策の実施に関す る基本的な計画(以下この条において「市町村 基本計画」という)を定めるよう努めなければ ならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又 は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都 道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のた めに必要な助言その他の援助を行うよう努めな ければならない。

# 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ ンターとしての機能を果たすようにするよう努 めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から

- の暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲 げる業務を行うものとする。
- 一被害者に関する各般の問題について、相談に 応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学 的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行 うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合に あっては、被害者及びその同伴する家族。次号 第六号 第五条 第八条の三及び第九条におい て同じの緊急時における安全の確保及び一時保 護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自 ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満た す者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行 うに当たっては必要に応じ配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体との連携に努めるものとする。

# (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害 者の保護を行うことができる。

# 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見し

た者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター 又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規 定は、前二項の規定により通報することを妨げ るものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者 に関する通報又は相談を受けた場合には、必要 に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定に より配偶者暴力相談支援センターが行う業務の 内容について説明及び助言を行うとともに、必 要な保護を受けることを勧奨するものとする。

# (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方 面については、方面本部長。第十五条第三項に おいて同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

# (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県 警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府 県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、 被害者の保護を行うに当たっては、その適切な 保護が行われるよう、相互に連携を図りながら 協力するよう努めるものとする。

# (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に 係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情 の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを 処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身 体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をい う。以下この章において同じ)を受けた者に限 る。以下この章において同じ)が、配偶者から の身体に対する暴力を受けた者である場合にあ っては配偶者からの更なる身体に対する暴力

(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第 一項第二号において同じ。) により、配偶者か らの生命等に対する脅迫を受けた者である場合 にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後 に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であった者 から引き続き受ける身体に対する暴力 同号に おいて同じにより、その生命又は身体に重大な 危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶 者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十 八条第一項において同じ。)に対し、次の各号 に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 二号に掲げる事項については、申立ての時にお いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共に する場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から退 去すること及び当該住居の付近をはいかいして はならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはな

らないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から 午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミ リ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信 すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者 がその成年に達しない子(以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第三号において単に 「子」という。)と同居しているときであって、 配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言 動を行っていることその他の事情があることか ら被害者がその同居している子に関して配偶者 と面会することを余儀なくされることを防止す るため必要があると認めるときは、第一項第一 号の規定による命令を発する裁判所又は発した 裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又 は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた日から起 算して六月を経過する日までの間、当該子の住 居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住 居を除く。以下この項において同じ、就学する 学校その他の場所において当該子の身辺につき まとい、又は当該子の住居、就学する学校その 他その通常所在する場所の付近をはいかいして はならないことを命ずるものとする。ただし、 当該子が十五歳以上であるときは、その同意が

ある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者 が被害者の親族その他被害者と社会生活におい て密接な関係を有する者(被害者と同居してい る子及び配偶者と同居している者を除く。以下 この項及び次項並びに第十二条第一項第四号に おいて「親族等」という。) の住居に押し掛け て著しく粗野又は乱暴な言動を行っていること その他の事情があることから被害者がその親族 等に関して配偶者と面会することを余儀なくさ れることを防止するため必要があると認めると きは、第一項第一号の規定による命令を発する 裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てに より、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の 効力が生じた日以後、同号の規定による命令の 効力が生じた日から起算して六月を経過する日 までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共 に生活の本拠としている住居を除く。以下この 項において同じ、その他の場所において当該親 族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住 居勤務先その他その通常所在する場所の付近を はいかいしてはならないことを命ずるものとす る。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年 被後見人である場合にあっては、その法定代理 人の同意)がある場合に限り、することができ る。

# (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立て に係る事件は相手方の住所(日本国内に住所が ないとき又は住所が知れないときは居所)の所 在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次 の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもす ることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定に よる命令(以下「保護命令」という。)の申立 ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなけ ればならない。
- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警 察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置 の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同 項第五号イから二までに掲げる事項の記載がな い場合には、申立書には、同項第一号から第四 号までに掲げる事項についての申立人の供述を 記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第 五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受け たものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事

件については、速やかに裁判をするものとする。

# (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで に掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属 官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若し くは保護を求めた際の状況及びこれに対して執 られた措置の内容を記載した書面の提出を求め るものとする。この場合において、当該配偶者 暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、 これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

# (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を 示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又 は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期 日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又 は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部 長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配 偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、か つ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第 五号イから二までに掲げる事項の記載があると きは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を 発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が

記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の 取消しの原因となることが明らかな事情がある ことにつき疎明があったときに限り、抗告裁判 所は、申立てにより、即時抗告についての裁判 が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停 止を命ずることができる。事件の記録が原裁判 所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ず ることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定 による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が 発せられているときは、裁判所は、当該命令の 効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

# (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の 規定による命令を発した裁判所が前項の規定に より当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の 申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令 が発せられた後に当該発せられた命令の申立て の理由となった身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規 定による命令の再度の申立てがあったときは、 裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている 住居から転居しようとする被害者がその責めに 帰することのできない事由により当該発せられ た命令の効力が生ずる日から起算して二月を経 過する日までに当該住居からの転居を完了する ことができないことその他の同号の規定による 命令を再度発する必要があると認めるべき事情 があるときに限り、当該命令を発するものとす る。ただし、当該命令を発することにより当該 配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め るときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の 規定の適用については、同条第一項各号列記以 外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前 各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第 二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の

事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

# (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

# (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を 除き、保護命令に関する手続に関しては、その 性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法 律第百九号)の規定を準用する。

# (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護 命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁 判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、

障害の有無等を問わずその人権を尊重するとと もに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な 配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関 する理解を深めるために必要な研修及び啓発を 行うものとする。

# (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から の暴力の防止に関する国民の理解を深めるため の教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護に資するため、 加害者の更生のための指導の方法、被害者の心 身の健康を回復させるための方法等に関する調 査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の 養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るための活 動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行う よう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用 を支弁しなければならない。
- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談 所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行 う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他適当と認める者 に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い 必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱す

る婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁し なければならない。

#### (国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費 用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるもの については、その十分の五を負担するものとす
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲 げる費用の十分の五以内を補助することができ る。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるも の
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章 までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚 姻関係における共同生活に類する共同生活を営 んでいないものを除く。)をする関係にある相 手からの暴力(当該関係にある相手からの身体 に対する暴力等をいい、当該関係にある相手か らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者 が当該関係を解消した場合にあっては、当該関 係にあった者から引き続き受ける身体に対する 暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者につ いて準用する。この場合において、これらの規 定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十 八条の二に規定する関係にある相手からの暴 力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十
		八条の二に規定
		する関係
		にある相手から
		の暴力を受けた
		者をいう。以下
		同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶	同条に規定する
	者であった者	関係にある相手
		又は同条に規定
1	I	

第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項 第二号、第十二		する関係にある 相手であった者 第二十八条の二 に規定する関係 にある相手
第一号、第下一 条第一項第一号 から第四号まで 及び第十八条第 一項		
第十条第一項	離婚をし、又は その婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて 準用する第十条第一項から第四項までの規定に よるものを含む。次条において同じ。)に違反 した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰 金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

# 附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談 所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の 申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四 号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適 用については、これらの規定中「配偶者暴力相 談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」 とする。

# (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。

# (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」とい う。)第十条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件については、 なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

# (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行 後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要 な措置が講ぜられるものとする。 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。

# (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申 立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条 まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同 条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一 項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法 第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

# 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

# 平成27年9月4日法律第64号

最終改正:令和元年6月5日法律第24号

# 第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって 職業生活を営み、又は営もうとする女性がその 個性と能力を十分に発揮して職業生活において 活躍すること(以下「女性の職業生活における 活躍」という。)が一層重要となっていること に鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年 法律第七十八号) の基本理念にのっとり、女性 の職業生活における活躍の推進について、その 基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び 事業主の責務を明らかにするとともに、基本方 針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生 活における活躍を推進するための支援措置等に ついて定めることにより、女性の職業生活にお ける活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男 女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化 の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済 情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を 実現することを目的とする。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業 生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介 護その他の家庭生活に関する事由によりやむを

得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

# (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
- □ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策に関する重要事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該 都道府県の区域内における女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する施策についての計画 (以下この条において「都道府県推進計画」と いう。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるもの

とする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又 は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

# 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更しようとするときは、 厚生労働省令で定めるところにより、採用した 労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続 勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位 にある労働者に占める女性労働者の割合その他 のその事業における女性の職業生活における活 躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお ける活躍を推進するために改善すべき事情につ いて分析した上で、その結果を勘案して、これ を定めなければならない。この場合において、 前項第2号の目標については、採用する労働者 に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年 数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位 にある労働者に占める女性労働者の割合その他 の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労 働省令で定めるところにより、これを労働者に 周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労 働省令で定めるところにより、これを公表しな ければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画に基づく取組を実施するとともに、一 般事業主行動計画に定められた目標を達成する よう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の 数が300人以下のものは、事業主行動計画策定 指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚 生労働省令で定めるところにより、厚生労働大 臣に届け出るよう努めなければならない。これ を変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が 一般事業主行動計画を定め、又は変更しようと する場合について、第4項から第6項までの規 定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行

動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

# (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項 の規定による届出をした一般事業主からの申請 に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 当該事業主について、女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実 施の状況が優良なものであることその他の厚生 労働省令で定める基準に適合するものである旨 の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示 を付してはならない。

#### (認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
  - (1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

# (基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野におけ

る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

# (特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「特例認定一般事業主」という。)については、 第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

# (特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生 労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について 準用する。

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主 が次の各号のいずれかに該当するときは、第十 二条の認定を取り消すことができる。
- ー 第十一条の規定により第九条の認定を取り消 すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの 法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたと き。

# (委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中

- 小事業主(一般事業主であって、常時雇用する 労働者の数が三百人以下のものをいう。以下こ の項及び次項において同じ。)が、当該承認中 小事業主団体をして女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働 者の募集を行わせようとする場合において、当 該承認中小事業主団体が当該募集に従事しよう とするときは、職業安定法(昭和二十二年法律 第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の 規定は、当該構成員である中小事業主について は、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項 に規定する基準に適合しなくなったと認めると きは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の 規定による届出があった場合について、同法第 五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三 十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、 第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四 十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに 第五十一条の規定は前項の規定による届出をし て労働者の募集に従事する者について、同法第 四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与に

ついて、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条 の三の規定の適用については、同法第三十六条 第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の 者をして労働者の募集に従事させようとする者 がその被用者以外の者に与えようとする」と、 同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する 募集受託者」とあるのは「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律(平成二十七年法 律第六十四号)第十六条第四項の規定による届 出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

# (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の 規定により一般事業主行動計画を策定しようと する一般事業主又はこれらの規定による届出を した一般事業主に対して、一般事業主行動計画 の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般 事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施され るように相談その他の援助の実施に努めるもの とする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの

長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定め るところにより、採用した職員に占める女性職 員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時 間の状況、管理的地位にある職員に占める女性 職員の割合その他のその事務及び事業における 女性の職業生活における活躍に関する状況を把 握し、女性の職業生活における活躍を推進する ために改善すべき事情について分析した上で、 その結果を勘案して、これを定めなければなら ない。この場合において、前項第二号の目標に ついては、採用する職員に占める女性職員の割 合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、 勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性 職員の割合その他の数値を用いて定量的に定め なければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に 周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく 取組を実施するとともに、特定事業主行動計画 に定められた目標を達成するよう努めなければ ならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報 の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生活 を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資 するよう、その事業における女性の職業生活に おける活躍に関する次に掲げる情報を定期的に 公表しなければならない。
  - (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生 労働省令で定めるところにより、職業生活を営 み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事業における女性の職業生活におけ る活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なく ともいずれか一方を定期的に公表するよう努め なければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

# 第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓 練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよ う努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活

- 躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る 事務の一部を、その事務を適切に実施すること ができるものとして内閣府令で定める基準に適 合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する 者又は当該事務に従事していた者は、正当な理 由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏ら してはならない。

#### (財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に関する地方公共団体の施策を支援する ために必要な財政上の措置その他の措置を講ず るよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興 開発金融公庫その他の特別の法律によって設立 された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な 施策を実施するように努めるものとする。

# (啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業 生活における活躍の推進について、国民の関心 と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、 必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に資するよう、国内外にお ける女性の職業生活における活躍の状況及び当 該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行 うものとする。

#### (協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共 団体の区域内において第二十二条第三項の規定 による事務の委託がされている場合には、当該 委託を受けた者を協議会の構成員として加える ものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議 会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らして はならない。

# (協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会 の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が 定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関 し必要があると認めるときは、第八条第一項に 規定する一般事業主又は認定一般事業主若しく は特例認定一般事業主である同条第七項に規定 する一般事業主に対して、報告を求め、又は助 言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の 規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表を した第八条第一項に規定する一般事業主又は第 二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表 をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事 業主である第八条第七項に規定する一般事業主 に対し、前条の規定による勧告をした場合にお いて、当該勧告を受けた者がこれに従わなかっ たときは、その旨を公表することができる。

# (権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二 条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に 規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令 で定めるところにより、その一部を都道府県労 働局長に委任することができる。

# (政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職

業安定法第四十一条第二項の規定による業務の 停止の命令に違反して、労働者の募集に従事し た者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金 に処する。

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す る。
- (1) 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を 漏らした者
- (2) 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す る。
- (1) 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第十六条第五項において準用する職業安定 法第三十七条第二項の規定による指示に従わな かった者
- (3) 第十六条第五項において準用する職業安定 法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
- (1) 第十条第二項(第十四条第二項において準 用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十条第一項の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者
- (3) 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十条第二項の規定による立入り若しくは 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問 に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第十六条第五項において準用する職業安定 法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏 らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又 は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す るほか、その法人又は人に対しても、各本条の 罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過

料に処する。

# 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日 限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に 関して知り得た秘密については、第二十八条の 規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の 規定にかかわらず、同項に規定する日後も、な おその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の 適用については、この法律は、第一項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその 効力を有する。

# (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四 号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

# 二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五 十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六 条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一 条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改 正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に 改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七 条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第 六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第 五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第 十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年 法律第百八十二号) 第十条第十項第五号の改正 規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、 附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の 規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八 号) 第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八 項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、 附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関 する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三 十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条 の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条 の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八 条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規 定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条 から第二十八条まで及び第三十二条の規定並び に附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。) の規定 平成三十年一月一日

# (罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした 行為に対する罰則の適用については、なお従前 の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 附 則(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を 超えない範囲内において政令で定める日

#### (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め る。

## (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5

# 和光市男女共同参画推進条例

平成16年12月21日公布 和光市条例第28号

個人の尊重と法の下の平等を保障する日本国憲 法の下、男女平等の実現に向けた取組は、女子に 対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を 支柱とする国際的な取組とともに着実に進められ てきた。

これら様々な取組の基に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、国際的な取組と連動した地域社会における取組を進めるよう強く求めている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因は数多く存在している。

和光市は、都心に近く、交通の利便性が高い市であり、若い世代も多く、子育て支援への取組が積極的に進められてきた背景があるが、一方で、出産及び子育て期に女性が就労の場から離れざるを得ないという女性労働力率の著しい低下や一部地域の高齢化、転出入が激しいゆえにコミュニティが育ちにくいという面も有しており、男女共同参画社会を実現するために、より一層の努力が必要である。

よって、和光市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、和光市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに和光市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって、豊かで活力あふれる和光市の実現に寄与するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、和光市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員 として、自らの意思によって社会のあらゆる分 野における活動に参画する機会が確保され、も って男女が均等に政治的、経済 的、社会的及 び文化的利益を享受することができ、かつ、共 に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若 しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人 若しくは団体又は個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動 により当該言動を受けた個人の生活の環境を害 すること又は性的な言動を受けた個人の対応に より当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、 配偶者であった者、パートナーその他の親密な 関係にある者が相手方に振るう暴力その他心身 に有害な影響を及ぼす言動を行うことをいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲 内において、男女のいずれか一方に対し、当該 機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、推進されなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないことその他の男女の人権が尊重されること。
  - (2) 性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。
  - (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
  - (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

## (市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、市における 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する責 務を有する。
- 2 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公 共団体と連携し、男女共同参画の推進に努める ものとする。

# (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を尊重し、男女共同参 画に対する理解を深め、自らその推進に努める とともに、市が実施する男女共同参画の推進に 関する施策に協力するよう努めなければならない。

# (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を尊重し、その事業 活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進 する労働環境の整備に努めるとともに、市が実 施する男女共同参画の推進に関する施策に協力 するよう努めなければならない。

# (性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 直接的又は間接的な性別による差別的取扱い
  - (2) セクシュアル・ハラスメント
  - (3) ドメスティック・バイオレンス

#### (公衆に表示する情報に対する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、 性別による固定的な役割分担及び前条各号に規 定する行為を助長し、又は連想させる表現その 他過度な性的表現を行わないよう努めなければ ならない。

#### 第2章 基本的施策等

(行動計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するための行動計 画(以下「行動計画」という。)を策定するも のとする。
- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、 和光市男女共同参画推進審議会に諮問しなけれ ばならない。
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、 前項に規定するもののほか市民及び事業者の意 見を反映させるために適切な措置を講じなけれ ばならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

#### (年次報告)

- 第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を 作成し、及び公表するものとする。
- 2 事業者は、前項の報告書の作成に当たり市長 が行う調査に対して協力するよう努めなければ ならない。

#### (積極的改善措置)

- 第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第138条の4第3項に規定する附属機 関及びこれに類するものをいう。)における委 員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積 極的改善措置を講ずることにより、男女の委員 数の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (情報提供及び普及啓発)

- 第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に 関する理解を深めるための情報を積極的に提供 するとともに、男女共同参画に関する意識の普 及啓発に努めなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力を養うために必要な情報を提供し、その意識の普及啓発に必要な措置を講ずるものとする。

# (基本理念を尊重した教育等)

- 第13条 市は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。
- 2 市は、生涯にわたる教育において、基本理念 を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を 講ずるものとする。

# (家庭生活及び社会活動の両立への支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活及び職場、地域等における社会活動を両立することができるように子の養育、家族の介護等において必要な支援を行わなければならない。

#### (公共施設の整備等)

第15条 市は、男女共同参画の視点に配慮した公 共施設の環境の整備に努めるとともに、市民及 び事業者による男女共同参画の推進に関する取 組を支援するための拠点として活動できる施設 の整備に努めるものとする。

#### 第3章 苦情の処理等

(苦情処理相談の窓口の設置)

- 第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)を受け、これを適切かつ迅速に処理し、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害についての相談(以下「相談」という。)を受け、これに適切かつ迅速に対応するための窓口を置く。
- 2 市長は、苦情又は相談を受けた場合において、 必要があると認めるときは、当該関係機関又は 関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるも のとする。この場合において、必要があると認 めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、 指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。
- 3 市長は、苦情及び相談の状況について、その 結果を取りまとめ、和光市男女共同参画推進審 議会に報告するものとする。

## (男女共同参画苦情等処理委員の設置)

- 第17条 市長は、苦情又は相談を適切かつ迅速に 処理するため、和光市男女共同参画苦情等処理 委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置 くことができる。
- 2 苦情等処理委員は、男女共同参画に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情等処理委員は、苦情又は相談を処理する に当たり、必要に応じ、市長に対し意見を述べ ることができる。
- 4 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第4章 和光市男女共同参画推進審議会

(設置)

- 第18条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女 共同参画の推進に関する重要事項を調査審議す るため、市長の附属機関として、和光市男女共 同参画推進審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策 の実施状況について調査及び研究を行い、市長 に意見を述べることができる。

#### (組織等)

第19条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

# (会議)

- 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議 長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数を もって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

# 第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 (和光市男女共同参画協議会条例の廃止)
- 2 和光市男女共同参画協議会条例(平成2年条例第18号)は、廃止する。
- (和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び 費用弁償に関する条例(昭和44年条例第30号) の一部を次のように改正する。
- 別表中「男女共同参画協議会」を「男女共同参画 推進審議会」に改める。

# 6 用語解説

本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

No.	用語	ページ	内容
1	性別による固定的な役割 分担意識	9	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
2	2 ジェンダー		「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
3	3 エンパワーメント 9		力(パワー)をつけること。エンパワーメントは、自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。
4	ワーク・ライフ・バラン ス	10	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。
5	ジェンダー・ギャップ指 数(GGI)	10	「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、 4分野のデータ(経済、政治、教育、健康)から構成され、世界の男女格差を測る指数で、そのスコアをもとに各国の男女格差の順位をつける。
6	ドメスティック・バイオ レンス(DV)	11	夫婦や恋人など、親密な関係にあるパートナー、またはパートナーであった人からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等も含まれる。
7	性的マイノリティ 28		女の体に生まれて、女として異性を好きになる、男の体に生まれて、男として異性を好きになる、この2つのタイプに当てはまらない人。恋愛対象の性を表す「性的指向(Sexual Orientation)」、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取った「SOGI(ソジ)」も使われ始めている。

	I		
No.	用語	ページ	内容
8	デートDV	29	恋人間で、暴力により相手を思いどおりにすること。 暴力には、殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力、メー ルをチェックするなど様々な形がある。
9	和光市BOSAIまち づくり伝道師	31	和光市が主催する、防災知識の習得や実際に体験しながら学ぶ、全5日間の単位制講座を受講した人。より実践的な防災スキルを身に付け、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
10	リプロダクティブ・ヘル ス/ライツ (性と生殖に 関する健康と権利)	45	いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産などが含まれている。
11	多様な働き方実践企業認 定制度	50	仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務 など、多様な働き方を実践している企業等を、働き やすい企業として埼玉県が認定するもの。
12	家族経営協定	50	家族農業経営内において、家族一人ひとりが意欲と やりがいを持って経営に参画し、能力を十分に発揮 できる魅力的な農業経営のために、役割分担や経営 方針等、家族間の十分な話し合いに基づき取り決め るもの。
13	ポジティブ・アクション (積極的に格差を是正す る措置)	52	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

# 7 和光市男女共同参画推進審議会委員名簿

委員数:12名

任期: 令和2年(2020年) 4月24日~令和4年(2022年) 3月31日

氏名	選任の区分	備考	
諸橋 泰樹	605th/07th/b-t-b-7-t/	フェリス女学院大学教授	
大澤 絵里	知識経験を有する者	国立保健医療科学院 国際協力研究部上席主任研究官	
佐野・一機		和光市立小中学校校長会	
長田 眞希	- 関係団体を代表する者 -	NPO 法人 わこう子育てネットワーク	
栗原 眞知子		和光市ボランティア連絡会	
柳下 昇		和光市民生委員児童委員協議会	
浜口 武		和光市商工会	
足立 枝実子	事業者	国立研究開発法人理化学研究所	
菅 正治		埼玉りそな銀行 和光支店	
浪間・兼三			
石村 直子		公募による市民	
青松 美咲子			

# 8 第4次わこうプラン策定経過

年度	月	経過	
	6月	第 1 回男女共同参画推進審議会 (6 /28) ・令和元年度市民意識調査について	
令和元年度	8月	市民意識調査実施(8/16~8/30)	
(2019年度)	9月	子ども意識調査 (9/9~9/24)	
	1月	第3回男女共同参画推進審議会 (1/10) ・令和元年度和光市男女共同参画に関する意識調査報告書(速報版)報告	
	5月	第 1 回男女共同参画推進審議会 ( 5 /15書面開催) ・令和元年度和光市男女共同参画市民意識調査結果による現状と課題	
	7月	第 2 回男女共同参画推進審議会 ( 7 /10) ・第 3 次わこうプラン取組施策の振り返り ・第 4 次わこうプランについて	
	8月	審議会・庁内に対し、第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの 各課取組内容の確認実施(8/3~8/21)	
	10月	第 3 回男女共同参画推進審議会 (10/16) ・第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(素案)について	
令和 2 年度 (2020年度)	11月	第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン (素案) 職員コメント実施	
( 1 1 , , , , , , , , , , , , , , , , ,	12月	第4回男女共同参画推進審議会 (12/18書面開催) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(第2次素案)について	
	1月	第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(素案)パブリック・コメント実施(1/4~1/25)	
	2月	第5回男女共同参画推進審議会 (2/12書面開催) ・第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン (案) パブリック・コ メント報告と意見聴取	
	3月	和光市男女共同参画庁内連絡会議 (3/22書面開催) 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン策定	

